

「廿日市市地域生活支援システム」について



広島県ブロック会議(平成30年10月22日)

広島県廿日市市福祉保健部障害福祉課

広島県廿日市市の概要

人 口	1 1 7 , 4 8 7 人
世 帯	5 1 , 6 8 5 世帯
面 積	4 8 9 . 4 8 k m ²
障害者手帳所持者	6 , 6 1 9 人 (身体4,569人、知的968人、精神1,082人)

平成30年4月1日現在



H30年度

はつがいち福祉ねっと

計画PDCA

計画推進会議年2回

部会代表者会議

年4回

- ・地域の情報共有と課題の協議
- ・全体会に諮ることが必要だと判断された事項の協議
- ・計画の進捗状況把握と今後の取組検討

随時

専門部会

障がい別会議

- ・身体障がい部会
- ・知的障がい部会
- ・精神障がい部会
- ・こども部会

課題別会議

随時

- ・わかりやすい情報発信プロジェクト
情報部会 「手話言語&コミュニケーション条例」プロジェクト
- ・就労支援部会 : 福祉就労ワーキング
特別支援学校進路ワーキング
- ・発達支援部会
- ・地域生活支援部会 : 長期入院解消プロジェクト
余暇活動支援ワーキング
訪問介護事業所連絡会
防災プロジェクト
地域生活支援システムプロジェクト
- ・相談支援部会
- ・学習・啓発部会 : 権利擁護ワーキング
“障害者週間”ワーキング
“発達障害啓発週間”ワーキング

報告

全体会

年2回

- ・はつがいち福祉ねっと全体の計画、実績、方向性等の確認
- ・部会代表者会議からの報告を受け、地域課題や政策提言等について確認
- ・委託相談支援事業所からの活動報告

検証

市

廿日市市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
廿日市市障がい者計画

事務局会議

毎月

- ・はつがいち福祉ねっと全体の運営について協議
- ・地域の情報や課題を集約し、整理・分析する

- ・市障害福祉課
- ・市社会福祉協議会
- ・きらりあ

個別ケア会議

個別ケア会議

個別ケア会議

廿日市市障がい福祉相談センター きろりあ

廿日市市総合健康福祉センターあいプラザ内 3階



廿日市市障がい福祉相談センター きろりあ

対象	事業所名	担当者
身体障がい・精神障がい	相談支援事業所 あおぞら	2名
精神障がい	さくら 相談支援事業所	1名
児童・知的障がい	相談支援事業所 くさのみ	3名
発達障がい	障害児相談支援事業所 PIECE 宮園	1名

一言でいうと「一部屋に同居」スタイル
法人は違って、「まるで同じ法人の職員のように」
協力できるのでとても助かります！

廿日市市委託相談支援事業所

平成26年度

知的障がい部会

～ 構成団体 ～

ピクトハウス家族会 友和の里保護者会（通所部） 友和の里保護者会（入所部） 廿日市市手をつなぐ育成会 くさのみ作業所家族会 障害者施設・原家族会 おおの手をつなぐ育成会 ファミリアーレ 広島県立廿日市特別支援学校PTA 虹の会 くさのみ作業所 ピクトハウス 友和の里 ワークハウスアダージョ 障害者支援施設原 大野ふれあい生活介護事業所

計画作成時に出された声

安心して暮らすことのできる社会資源の整備

- ・ 緊急時に利用できる、日中一時支援、ショートステイ事業所の調整をしてもらえる仕組みがほしい。
- ・ 緊急時に空床が保障された、24時間365日体制の日中一時支援、ショートステイのような社会資源の整備をしてもらいたい。場所は、普段から慣れているあいプラザや地域の学校の空き教室の活用なども検討してもらいたい。
- ・ グループホームがもっと増えるよう、既存の事業所、新規参入の事業所が安定的に事業運営できるように、市から国に報酬単価の引き上げを要望してもらいたい。
- ・ 介護が必要になった親と子で入居できる施設を整備してもらいたい。

(2) 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針：障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

■平成29(2017)年度における目標値

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点数	1か所	平成29(2017)年度末時点

【今後の方向性】

- 地域生活支援拠点とは、24時間の相談受付、緊急時の受入れ、人的支援等様々な資源のコーディネート等を行うものです。本市に所在する地域相談支援を併設する共同生活援助（グループホーム）や障害者支援施設等の現況を把握するとともに、利用者のニーズを踏まえ、必要な機能の整備を図ります。

平成27年度

知的障がい部会

内 容	防 災	学 習	資 源	地 域	他
訪問理・美容院、医療機関の情報収集					
おりづる出前教室 6月 2日(火)ゆるゆるビクス(友和の里) 6月12日(金)ゆるゆるビクス(くさのみ作業所)					
防災に関する学習、防災訓練					
事業所見学					
24時間365日体制の施設(地域生活支援拠点)について情報収集、学習					
事業所、家族に分かれて情報交換					
事業所の製品展示、意見交換					
第3次廿日市市障がい者計画・第4期廿日市市障がい福祉計画推進					

防災:防災・減災 学習:学習・研修 資源:社会資源づくり・活用 地域:地域づくり 他:その他

平成28年度

専門部会

障がい別会議	団体数	課題別会議		団体数
身体障がい部会	11	わかりやすい 情報部会	わかりやすい情報発信プロ ジェクト	4
知的障がい部会	18		福祉ねっと情報資料係	1
精神障がい部会	19			
こども部会	12	就労支援部会	福祉就労ワーキング	19
			特別支援学校進路ワーキング	5
		発達支援部会		6
		地域生活支援 部会	長期入院解消プロジェクト	8
			余暇活動支援ワーキング	5
			訪問介護事業所連絡会	16
			防災プロジェクト	6
			地域生活支援システム(当初 は“拠点”)プロジェクト	22
		相談支援部会		24
		学習・啓発 部会	権利擁護ワーキング	9
			“障害者週間”ワーキング	調整中

平成28年度

7月の全体会の様子

参加者105人
視察 9人

「地域生活支援拠点とは？～その背景と整備に向けたポイント～」

これまで、ご家族や関係者
でどうにか対応してきた
ものを「仕組」にする。

廿日市市で決定的に無い
ものから徐々に整備し、
充実させていく。



平成28年度

障がい別会議でのニーズ整理



知的障がい部会の様子



平成28年度

プロジェクト起ち上げ準備！

各障がい別会議から1人以上

福祉ねっと関係者から募集

地域生活支援拠点プロジェクト

地域生活支援システム
プロジェクト

22人

「本人、家族」：9人、 「相談支援事業所」：4人、 「訪問介護事業所」：2人、 「以外の協力事業所」：6人、 「医療機関」：1人

平成28年度

プロジェクト始動！

9月26日から
月1回ペース

地域生活支援拠点について国の資料を基に確認
各障がい別会議からの報告「安心して廿日市市で暮らし続けるために必要なこと」

厚生労働省の平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の紹介
関連キーワードの学習（基幹相談支援センター、一般相談、委託相談支援事業所、安心生活支援事業）

営業時間外における本来業務以外の出勤：過去1年間に5件

廿日市市の社会資源の再確認

各障がい別会議での障がいのある本人の声を聴く機会づくり

「夜間・休日等における緊急時の受け入れ・対応アンケート」実施

プロジェクト名を「地域生活支援システムプロジェクトへ改称

地域生活支援システムの構築・整備に係る事例研修会

～広島県・はつかいち福祉ねっと共催～

「村上和子さん（大分市 社会福祉法人シンフォニー）」

「勝山憲和さん（宇部市 社会福祉法人南風荘）」

「青写真づくり」のためのグループワーク（「目指すべき将来像の整理」、
「緊急性、実現性による優先順位の検討」等）

「年間を通して空床を確保！？」
そこまでの必要はなさそう...

平成28年度

プロジェクト
のーコマ



障がいのある本人、家族、事業所関係者等、色々な立場のメンバーが集まっていることもあり、様々な角度、切り口で、活発に意見交換。障がいのある人同士の相互理解の場にも…。

平成28年度

地域生活支援システムの構築・整備に係る事例研修会
 ~ 広島県・はつかいち福祉ねっと共催 ~
 平成29年3月9日

地域生活支援システムの構築・整備に係る事例研修会
 ~ 広島県・はつかいち福祉ねっと 共催 ~

このたび、広島県との共催という形で、「地域生活支援システムの構築・整備に係る事例研修会」を開催することとなりました。

平成27年度に厚生労働省が実施した「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」の実施地域において、実際に事業を行った法人担当者の方をお招きし、地域生活支援システムの構築・整備について、理解を深めたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

主催：はつかいち福祉ねっと
 共催：広島県
 後援：NPO法人シンフォニー、社会福祉法人シンフォニー、社会福祉法人シンフォニー、社会福祉法人シンフォニー

日時：平成29年3月9日（木）10時00分～14時00分（受付9時30分～）
 会場：廿日市市民ホール（廿日市市下平良二丁目2番1号 総合2階廿日市2階）
 内容：10時 開会
 10時10分～12時 講演1 社会福祉法人シンフォニー 村上 礼子さん（大分県）
 12時～13時 昼食
 13時10分～14時 講演2 社会福祉法人シンフォニー 村上 礼子さん（大分県）
 14時 閉会

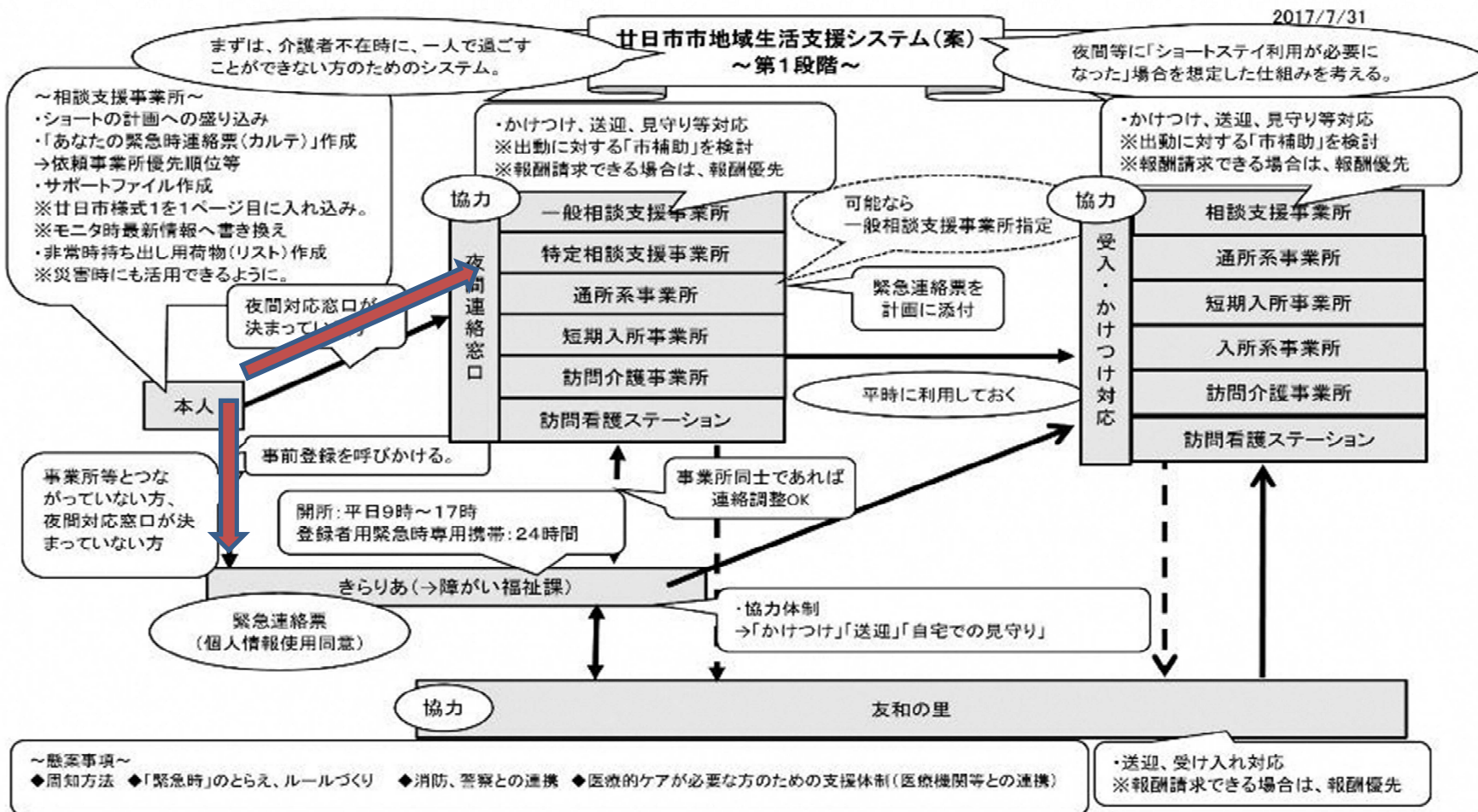
対象：はつかいち福祉ねっとの会員、関係者、市民の方
 定員：90名
 申込：平成28年2月26日（土）まで
 ※お申し込みは、はつかいち福祉ねっとのホームページから

～お問い合わせ～
 はつかいち福祉ねっと
 TEL 082-821-1111
 Email fukunetto@hatachi-fukunetto.com



平成28年度

「普段からつながりのある事業所・職員にSOSを出せる方が良い」



平成29年度

ワーキング起ち上げ！

地域生活支援システム
プロジェクト

22人

ワーキング

- 「本人、家族」：3人
- 「相談支援事業所」：1人
- 「訪問介護事業所」：2人
- 「 以外の協力事業所」：2人

8人

平成29年度

ポイント 1

第一段階として、「自宅で1人で過ごすことができない障がいのある人」が夜間等に「ショートステイ利用（ショートステイ利用が難しい人は自宅での見守り）が必要になった」場合を想定し、仕組みを考える。

ポイント 2

これまでは、事業所等の努力で対応されていたものを“地域の仕組”として整備（システム化）し、その動きに対して市が支援（予算化）する。

ポイント 3

事業所ごとの実情を把握しながら“仕組”を整理する。
「こういう形なら協力可能」「この部分なら協力可能」というものを集めて整理する。

ポイント 4

参加事業者は、常に体制を整え、必ず対応する」ことを求めるものではなく、「可能な範囲で対応する」という緩やかなものとする。
例）「営業時間外に、利用者からの連絡を受けることは難しいが、きらりあからの連絡であれば対応可能な場合もある。」

ポイント 5

当面は「協力できる部分があるかもしれない」という事業者と一緒にシステムの運用方法について検討する。
「参加事業者」については、システム運用開始後、随時、参画（中断）可能とする。

ポイント 6

平成30年度から、部分的な運用を開始し、検証、改善を継続することで、よりよいシステムをめざす。

平成29年度

～ 6月19日(月)ワーキング～

- ・ 部会代表者選出
- ・ 他地域情報(大分市)
- ・ 事業者調整会議準備(ポイント・青写真等調整)

～ 7月10日(月)事業者説明会～

- ・ 地域生活支援拠点等(地域生活支援システム)について(国・大分市)
- ・ 廿日市市での取組経過
- ・ 質疑、意見交換



～ 7月31日(月)参加事業者調整会議～

- ・ 報告(事業者説明会:7月10日)
- ・ 年間スケジュール
- ・ 質疑、意見交換

～ 8月1日(火)ワーキング～

- ・ スケジュール調整
- ・ 報告(事業者調整会議:7月31日、意向調査アンケート)
- ・ 質疑、意見交換

～ 9月12日(火)参加事業者調整会議～

- ・ 報告(事業者調整会議:7月31日、ワーキング:8月1日、相談支援部会:8月22日)
- ・ 他地域情報(大分市)
- ・ 質疑、意見交換

平成29年度 ~ 11月14日(火) プロジェクト~

- ・ 報告 (事業者調整会議:9月12日、相談支援部会:10月17日)
- ・ 廿日市市地域生活支援システム体制整備事業(案)
- ・ 廿日市市地域生活支援システム概念図(案)
- ・ 他地域情報 (広島市、大分市)
- ・ 今後の動き



~ 1月16日(火) 事業者説明会(第2弾)~

- ・ 地域生活支援拠点等(地域生活支援システム)について
- ・ 質疑、意見交換

~ 2月19日(月) 事業者調整会議~

- ・ 報告 (事業者調整会議:9月12日、事業者説明会第2弾:1月16日)
- ・ 廿日市市地域生活支援システム体制整備事業(案)
- ・ 各種情報共有 (報酬改定等)

~ 3月19日(月) プロジェクト~

- ・ 報告 (事業者説明会第2弾:1月16日、事業者説明会第2弾:1月16日)
- ・ 他地域の情報共有 (広島市、大分市、大竹市)
- ・ 一年間の振り返りと次年度スケジュール
- ・ 各種情報共有 (定款変更、報酬改定、運営規程、賠償保険等)

平成30年度

～ 5月11日（金） 事業者調整会議 ～

- ・ 地域生活支援拠点等(国)と市地域生活支援システム事業の関係
- ・ 地域生活支援拠点等(国)のポイント（加算創設、運営規程の市町への届出）
- ・ 他地域の情報共有（大分市、大竹市）
- ・ 各種情報共有（定款変更、賠償保険等）
- ・ 意見交換



参加事業者の状況

平成30年8月末現在

46法人 109事業所 78か所	日中活動系 居住系	39か所	3か所	事業者調整会 議に参加 (20法人)
	訪問系 障害児通所支援系	39か所	36か所	
			15か所	24か所
相談支援系		13事業所	相談支援部会 →プロジェクト →ワーキング	

か所数:建物数

廿日市市地域生活支援システムの概要(1)

1 方針

国が示す地域生活支援拠点等は、「面的整備型」を基本方針とし、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能のうち、ニーズの高い 相談、緊急時の受入・対応について平成30年度から実施する。

2 支援方法

本市に住所を有する在宅の障がいのある人で日頃から事業所（居宅系・日中活動系）を利用し、介護者の状況等から休日や夜間等の緊急時において、一人で過すことができず事業所での受入等が必要と事前に登録した人は、原則、障がいの特性や支援方法等を熟知している当該事業所が必要な支援を行う。

当該事業所が対応できない場合や事業所を利用していない障がいのある人は、市障がい福祉相談支援センター「きらりあ（市委託相談支援事業）」が、本市の地域生活支援システム参加事業所と調整し、受入等が可能な事業所を確保し、必要な支援を行う。

登録にあたっては、相談支援専門員を通じ、『緊急時連絡票（兼登録申請書）』を本人、家族と一緒に作成し、支援体制を整え、シュミレーションするとともに短期入所の体験利用を進める。

廿日市市地域生活支援システムの概要(2)

3 相談機能の強化

平成30年度から地域生活支援システムの中核であり、事務局機能を有する市障がい福祉相談センター「きらりあ」の相談員支援専門員を1名増員し、7名体制とし、事務職として臨時職員1名を新たに配置するとともに、専用の携帯電話(24時間対応)を貸与(12月予定)し、相談機能の拡充を図る。

4 緊急時の受入等に伴う本市の独自支援

緊急時の受入・対応に際し、障害福祉サービスの「地域定着支援」「短期入所」「重度訪問介護」等報酬請求が可能な場合は、報酬請求を優先させ、報酬請求できない場合に限り、本市独自の「地域生活支援システム緊急時受入等事業」として、本事業に協力を表明した法人と委託契約を締結し、本市が設定した委託料を支払う。

5 廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業

- 委託料の支払いは、報酬請求できない 自宅訪問 事業所での受入 自宅での見守りに対し『廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業実施要綱』を定め、6月1日から施行した。

委託料

自宅訪問「地域定着支援サービス費の緊急支援費()」
事業所での受入「重度障害者等包括支援サービス費の短期入所」
自宅での見守り「重度障害者等包括支援サービス費の居宅介護等」

廿日市市地域生活支援システムの概要(3)

6 今後の展開

- (1) 残り3つの機能については、短期入所の体験利用や緊急事態に至らないよう予防的な支援に努め、登録にあたっては想定される緊急状況に応じた支援方法等の見える化とスムーズな支援につなげるため事業所と相談支援事業所との連携等、地域の体制づくりや専門的人材の確保・養成に取り組む。
- (2) 現在、市障がい福祉相談センターきらりあは、市総合健康福祉センター3階にあり、午後10時以降は閉館となるため、事務所の移転を検討し、今後24時間対応による相談機能の拡充及び緊急時の受入場所の1つとして地域生活支援システム体制の強化を進める。
- (3) 今後も市内の事業所にシステムの参加・協力を働きかけるとともに『参加事業者調整会議』を設置し、本事業に関するPDCAサイクルを確立する。
- (4) 平成30年7月豪雨災害を受け『緊急時連絡票（兼登録申請書）』の災害時の活用について検討する。
- (5) 市外事業所との連携・対応等について、整理する必要がある。

イメージ

地域生活支援拠点等

相談 緊急時の受入・対応 体験の機会・場
専門人材の確保・養成 地域の体制づくり

廿日市市
地域生活支援
システム緊急時
受入等事業

委託料

委託契約

国
報酬請求

地域生活
支援拠点等

加算

運営規程

短期入所
居宅介護
重度訪問介護
地域定着支援

既存事業

廿日市市地域生活支援システム概念図～第1段階～

廿日市市では、はつかいち福祉ねっと地域生活支援システムプロジェクトにおいて、障がいのある人、家族、事業所、行政が一緒になり、「廿日市市地域生活支援システム」を検討し、「やってみて、課題が出れば解決する」という廿日市市らしいスタイルを進めていく。

まず、第1段階としては、「緊急時」の支援体制から整備し、緊急時には「普段からつながりのある支援者が支援する」ことができるよう、相談支援専門員は本人・家族と一緒に「緊急時連絡票」を作成し、支援体制(医療含む)を整え、関係者と一緒にシミュレーションを進める。

地域全体で協働しながら、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を段階的に充実させ、「安心して暮らし続けることのできる廿日市市」をめざしていきたい。

～対象者～
緊急時に、受け入れ、見守りが必要な人
登録制

- ・事業所に行って過ごす
- ・自宅で見守ってもらう

～ポイント1～

- ・「緊急時だからこそ、慣れた支援者に支援してもらいたい！」という声から、原則、日常的に利用している事業所(日中活動系等)が、営業時間外に緊急対応する体制を整備する。
- ・「営業時間外の対応が難しい事業所としかつながっていない」「障害福祉サービスを利用していない」「システムに登録できていなかった」という方は、きらりあ(+障害福祉課)が支援する。

～ポイント2～

- ・平時から、いざという時のための支援体制(医療含む)を整備し、シミュレーションしておく。
- ・ショートステイ等の体験的利用を進めておく。

～ポイント3～

- ・提供したサービス(支援)に対して報酬請求ができない場合は、市が独自に設定した委託料を支払う。

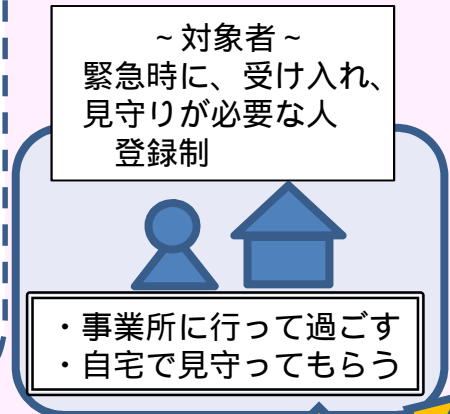
はつかいち福祉ねっと
(専門部会：全18部会)

- 身体障がい部会
- 知的障がい部会
- 精神障がい部会
- こども部会
- 訪問介護事業所連絡会
- 相談支援部会

地域生活支援システムプロジェクト

ワーキング

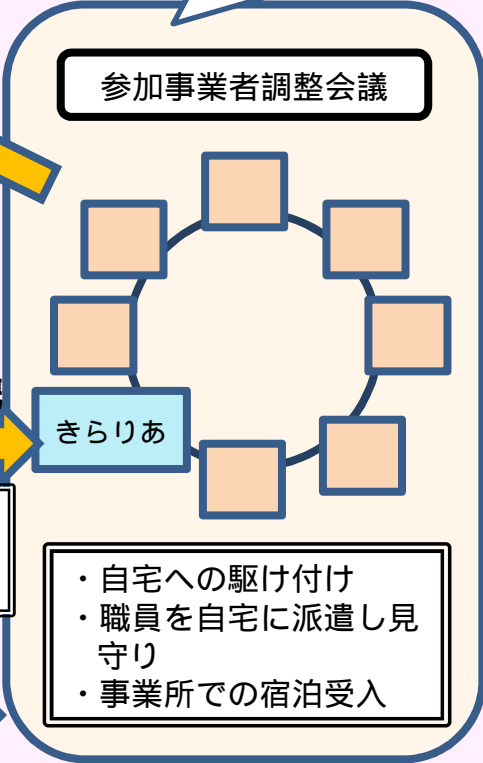
事務局
市・市社協・きらりあ



相談支援事業所

「緊急時連絡票(兼登録申請書)」作成
サービス等利用計画作成時

支援



提出

連携

市

- ・法人と委託契約
- ・委託料支払い

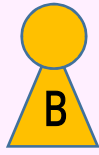
連携

< 緊急受入の例 >

きらりあは登録者に対しては24時間対応

きらりあ・相談支援事業所

日中活動系事業所等



登録者



・地域定着支援支給決定者で相談支援専門員が自宅訪問した場合は報酬請求

・地域定着支援支給決がなく相談支援専門員が緊急受入に繋がった場合に市独自の委託料が発生

事業所での緊急受入に対して市独自の委託料が発生

医療機関

短期入所事業所

支給決定があればH30年4月から報酬改定により緊急避難として宿直室等に宿泊した場合も報酬請求が可能(届出の必要なし)

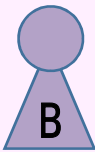
短期入所の報酬請求できない場合は市独自の委託料が発生



< 自宅での見守りの例 >

きらりあは
登録者に対しては24時間対応

きらりあ・相談支援事業所



居宅系・日中活動系



・地域定着支援支給決定者で
相談支援専門員が自宅訪問し
た場合は報酬請求

・地域定着支援支給決がなく
相談支援専門員が自宅での見
守りに繋がった場合に市独自の
委託料が発生

・引き続き相談支援専門員が
自宅で見守りを行う場合は市
独自の委託料が発生

・居宅系が入る場合で報
酬請求が可能な場合は請
求する

・重介の支給決定者でな
い場合において自宅で見
守りを行う場合は見守り
の委託料請求

登録者



自宅での見守り

医療機関

広報はつかいち 8月1日号

廿日市市地域生活支援 システム緊急時受入等 事業の開始

障害福祉課 ☎ 9152

休日や夜間に家族が入院するなどの緊急時に、自宅などで、1人で過ごすことができない障がいのある人の受け入れなどを行う「廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業」を開始します。

利用は登録制です。緊急時の受け入れなどは、登録者が日頃利用している事業所などと調整するため、登録方法など詳しくは、障害福祉サービス等利用計画作成を担当している相談支援専門員などに相談してください。
問い合わせ 市役所1階障害福祉課または市障がい福祉相談センターきらりあ（☎200224）、各相談支援事業所

広報

はつかいち

8

August 2018

平成30年7月河原町北町
10番に障がい福祉課・相談
センターが、新しい市民の福祉
交流の場として開業しました。